

広島県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年十月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
神石郡神石高原町油木字有元乙六六〇四番一 地先から 神石郡神石高原町油木字有元乙六六〇二番一 地先まで	旧	〇	一四・一〇 〽三 四・一	六五・七〇	拡幅 一般国道三二 四号と重複
	新	〇	一四・八〇 〽三 四・一	六五・七〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
神石郡神石高原町油木字有元乙六六〇〇番一 地先から 神石郡神石高原町油木字有元乙六六〇五番一 地先まで	旧	〇	一四・一〇 〽三 四・一	六五・七〇	拡幅 一般国道二八 二号と重複
	新	〇	一四・八〇 〽三 四・一	六五・七〇	